

金融庁
企画市場局総務課
信用制度参事官室 御中

新たな送金業者の制度設計に関する 事業者の要望とりまとめ

2019年8月20日

一般社団法人Fintech協会
(送金分科会／準備検討メンバー)

第1類型に関する要望

- 1 「第1類型」を営む事業者の参入規制を諸外国の送金事業者と同水準とするなど、諸外国と比較して合理性のある制度設計をお願いしたい。

Fintech事業者の要望事項

- 1 新たな送金業者の類型として送金額の上限を設けない又は緩和する「第1類型」において、認可制などの参入規制を設けることが検討されている。
- 2 認可制の導入にあたって、事業者に財産的基礎（資本金規制／自己資本比率規制など）を求める場合、過度な参入規制とならないよう、必要十分な水準を慎重に検討する必要がある。たとえば資本金規制や自己資本比率規制を設ける場合、制度設計の参考とする諸外国の送金事業者と同水準となることが望ましい。
- 3 第1類型においては、行為規制として利用者財産の滞留に制限が設けられる見込みであることから、現在の資金移動業で設けられているような未達債務の額と同額以上を別途保全する仕組みではなく、諸外国で用いられている分別管理義務（日本では金融商品取引法における金銭の分別管理義務と同様の仕組み）により、顧客資産を保護するための適切な措置を設けていただくことが望ましい。
- 4 すでに業務を営んでいる資金移動業者が第1類型に参入することも考えられるため、資金移動業者と同様、業務範囲規制は設けないことをお願いしたい。

第1類型に関する要望

2 「第1類型」の「滞留制限」に関する定義及び運用を事業者と共有し、実務を踏まえた例外を許容するものとしていただきたい。

Fintech事業者の要望事項

1. 報告書では、第1類型の利用者財産の滞留制限の設計にあたっては、英国のThe Payment Services Regulations 2017 (PSR2017) が参考とされており、①具体的な送金指図を伴わない資金は受入不可、②運用・技術上必要とされる以上の期間を超えて資金を保持しないこととするといったルールが提示されている。
2. 英国2017年決済サービス規則第33条は、以下の規律を設けて、重要な要素としている。
 - ・口座内の資金は決済を行う「ために」保有されなければならない（口座の意図）。
3. 英国の規制当局である金融行動監視機構（Financial Conduct Authority）の適用ある規制指針第15章及びこれに関する解釈運用の詳細については、Fintech協会から調査委嘱を行った外国法律事務所からの回答結果を受領しており、別紙のとおり。
4. 上記指針では、「今後の送金のための決済指示（即時に実行されるか後日実行されるかを問わない。）」とされており、具体的なものである限り将来の決済指示に伴い資金を受け入れることは許容されるものと示されている。また、上記指針では、「顧客が偶発的に過払をしたり、払戻しを受けたりしたために、顧客の口座の残高がプラスになること」は違反とならないと示されている。また、残高を生じさせる可能性のある状況（別紙参照）によっては違反とならない運用とされている。
5. 「滞留制限」の規制を設けるとしても、実務上運用可能なものとなるよう、事業者と協議の上、定義や運用を決定いただきたい。

実務上の運用事例(1)

《具体的な送金指図を伴っている入金であっても送金できず資金が滞留する事例》

例1 送金先の銀行が休業日の場合

送金人から送金指示と入金があったが、送金先口座の銀行が休業であった場合、当該銀行の翌営業日までの間、資金が滞留することとなる。

例2 送金先情報に確認事項がある場合

送金人から送金指示と入金があったが、送金先の口座情報に誤りがある・送金人による送金指示額と入金額が一致しないなどで、送金人に情報を確認する必要がある場合には、確認が取れるまで一時的に資金が滞留することとなる。

例3 送金ができず返金もできない場合

送金人から送金指示と入金があったが、送金先の口座情報に誤りがあるなどで送金を完了できず、かつ送金人が口座を解約したなどの事情で送金も返金も不可能となってしまった場合、資金が滞留することとなる。

例4 詐欺、マネロン防止等の観点から送金を停止する場合

送金人から送金指示と入金があったが、詐欺、マネロン等の観点から懸念事項があるとして送金が停止・凍結される場合、資金が滞留することとなる。

例5 送金人が送金をキャンセルした場合

送金人から送金指示と入金があったが、送金完了前に送金人からキャンセルが入った場合、返金手続中に資金が滞留することとなる。

実務上の運用事例(2)

《具体的な送金指図を伴っているものの、将来の送金指示の分は送金実行まで口座に残高が残る事例》

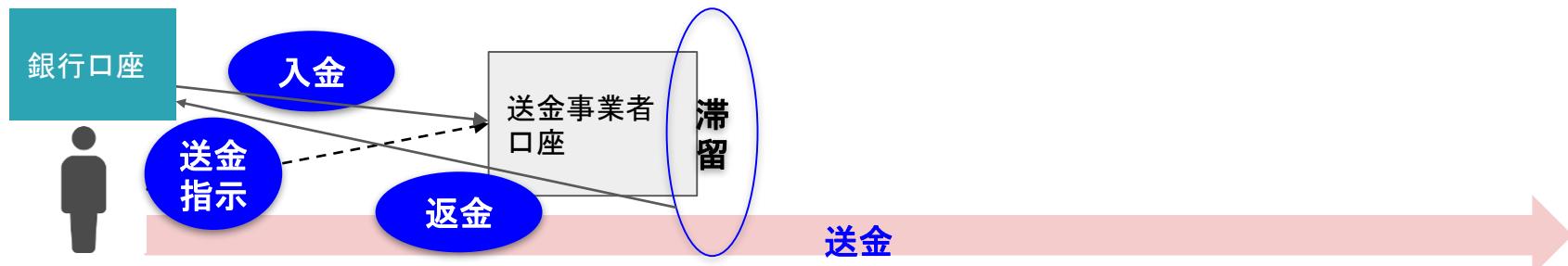
例6 分割払い

年間を通じて分割払いされる金額の合計額が送金事業者の口座に入金され、各支払について具体的な送金指示がある場合は、決済目的で保有されているものと認められている。

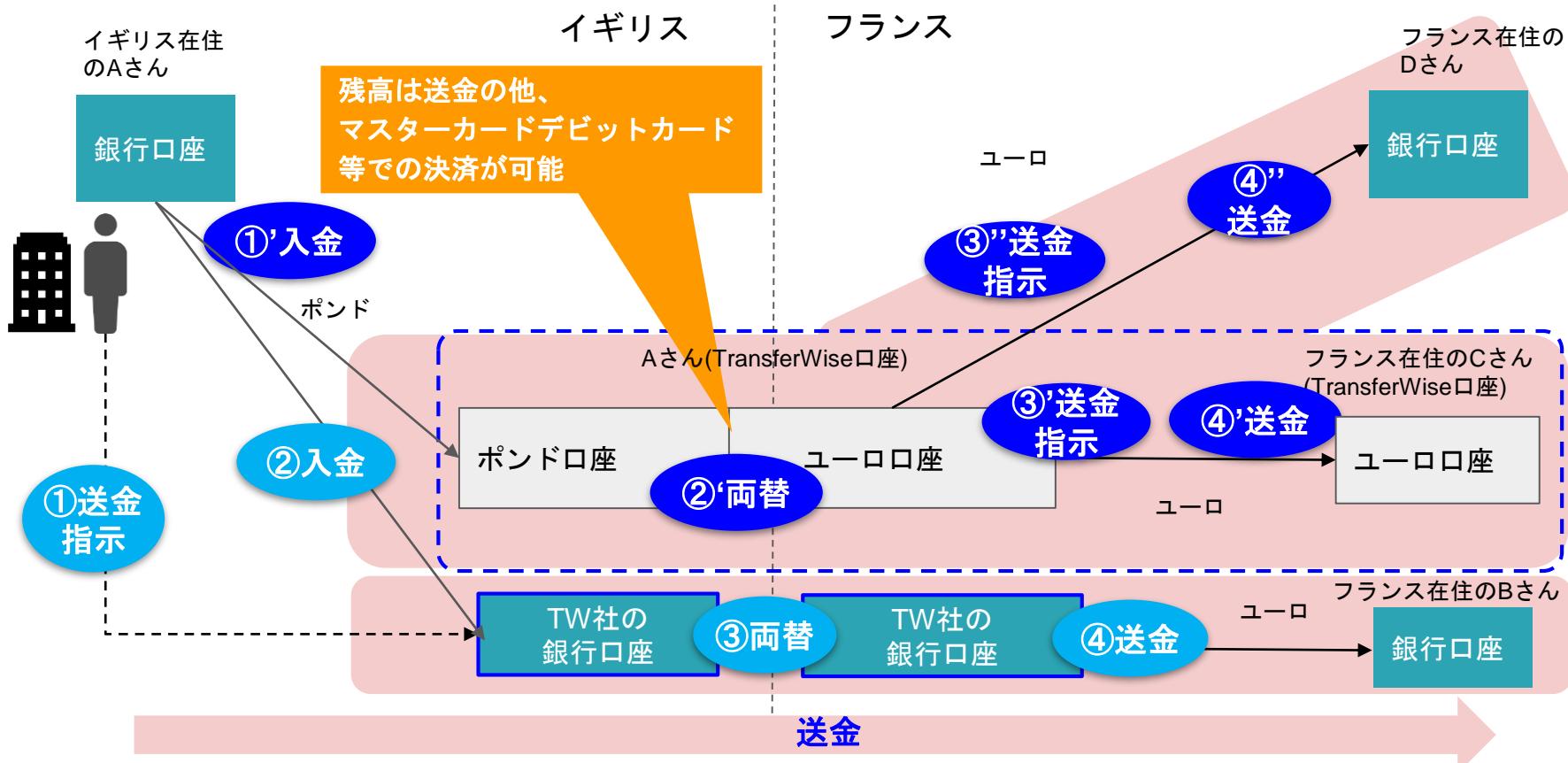
《調整の対象となる固定金額の支払で、口座に残高が残る場合》

例7 バッファーをもたせて入金する場合

海外送金で為替レート変動があっても固定金額を着金させるサービスでは、余剰分を返金するまでの間、資金が一時的に滞留する。



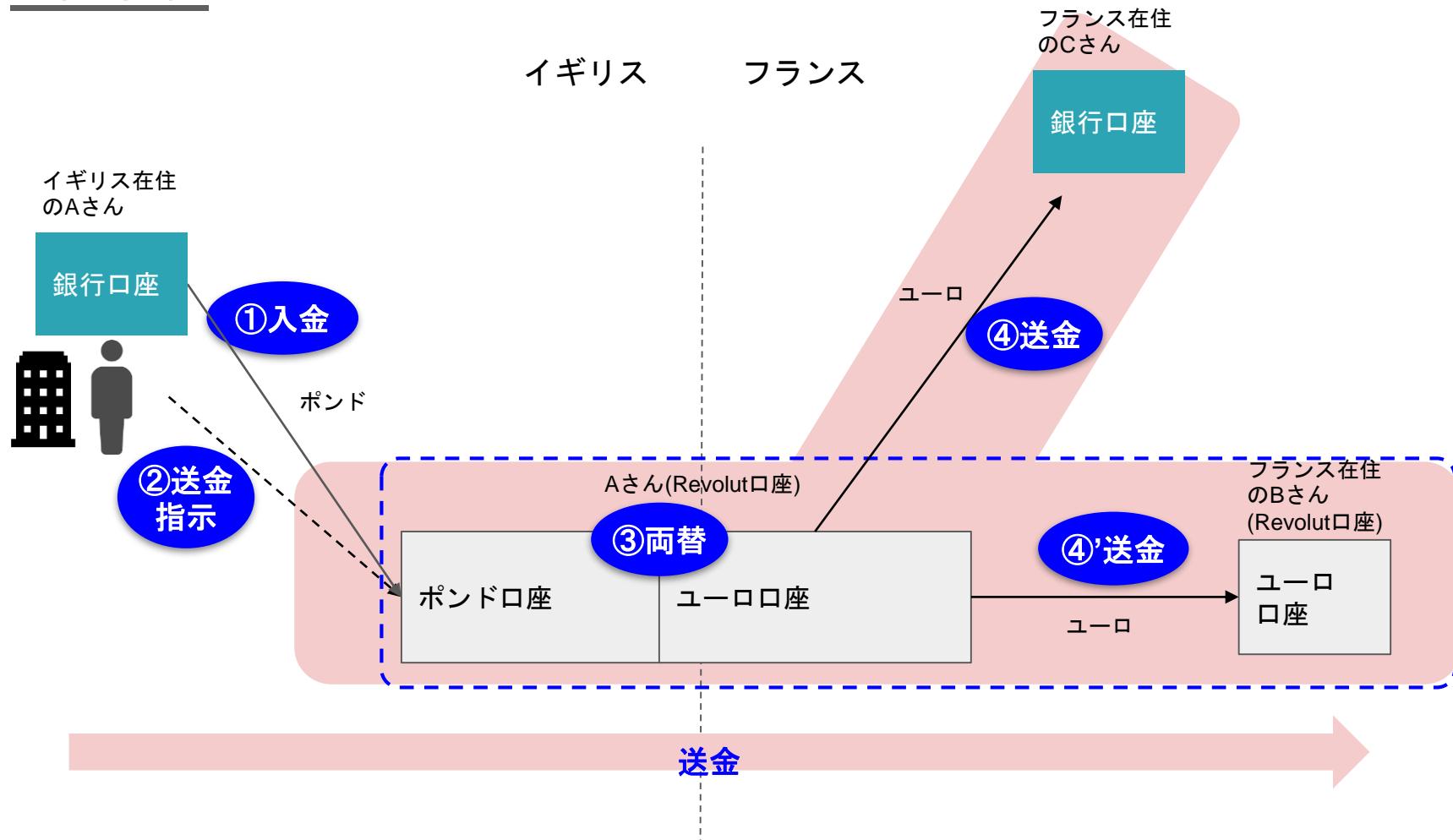
TransferWise



- ①AからBへの送金指示（ユーロ建てで着金額の指定が可能）
- ②TransferWiseのイギリスの銀行口座にポンドで資金を振込
- ④TransferWiseのフランスの銀行口座からフランスにいるBの銀行口座（ユーロ）への送金 ※数時間～24時間以内

- ①' AのTransferWise口座にポンドで資金を入金
- ④' AからCへの送金指示 + AのTransferWise口座からCのTransferWise口座（ユーロ）への送金 ※即時
- ④" AからDへの送金指示 + AのTransferWise口座（ユーロ）からDの銀行口座（ユーロ）への送金

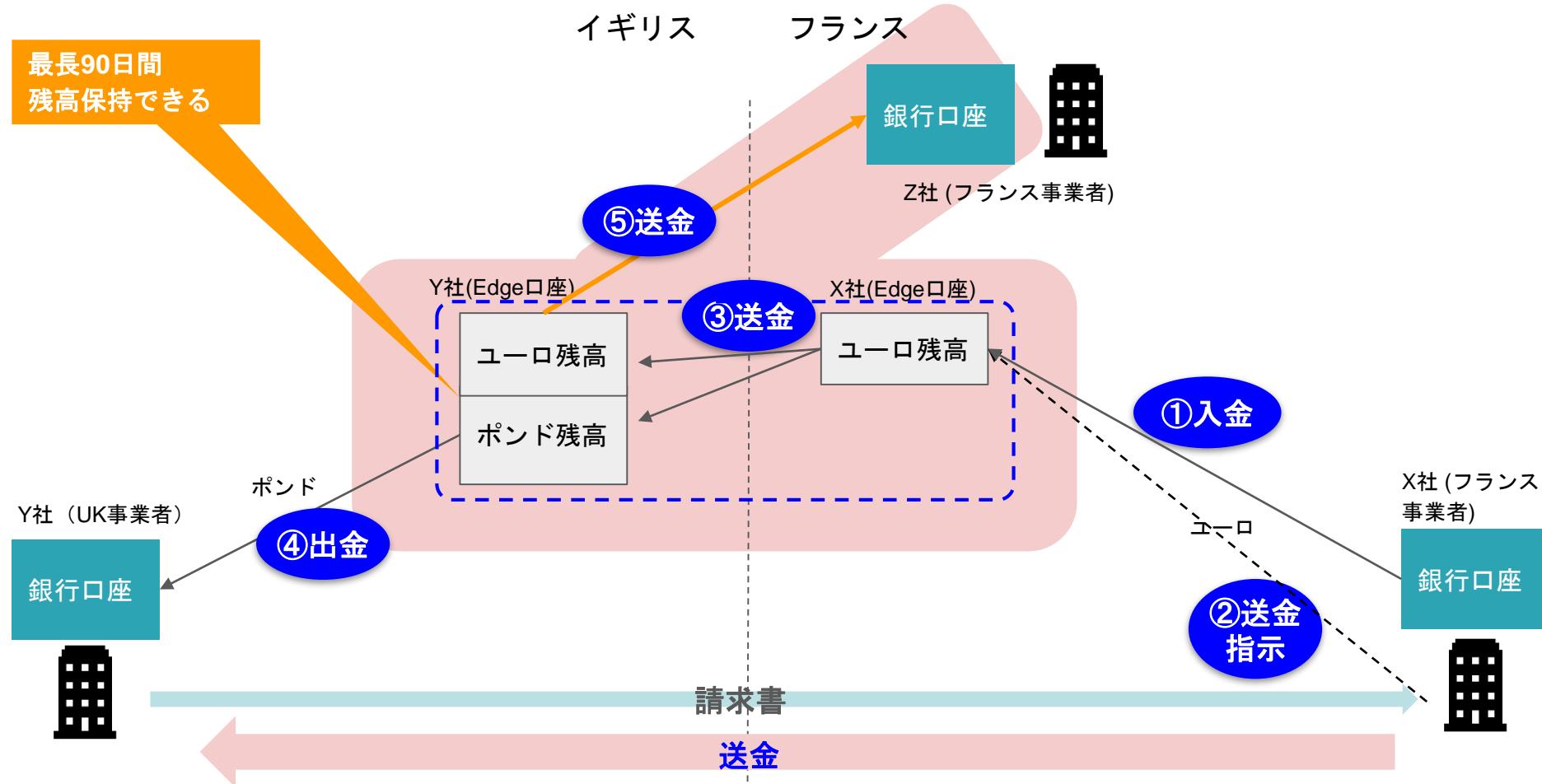
Revolut



②AのRevolut口座からBまたはCの銀行口座への送金指示
 ・繰り返し送金の設定が可能（家賃の支払など）
 ・（法人の場合）一度に1,000件までの**Bulk payment**を実行可能

④銀行口座への送金
 ・英→仏であれば3日程度
 ④'Revolut口座への送金

WUBS Payment Service (Edge)

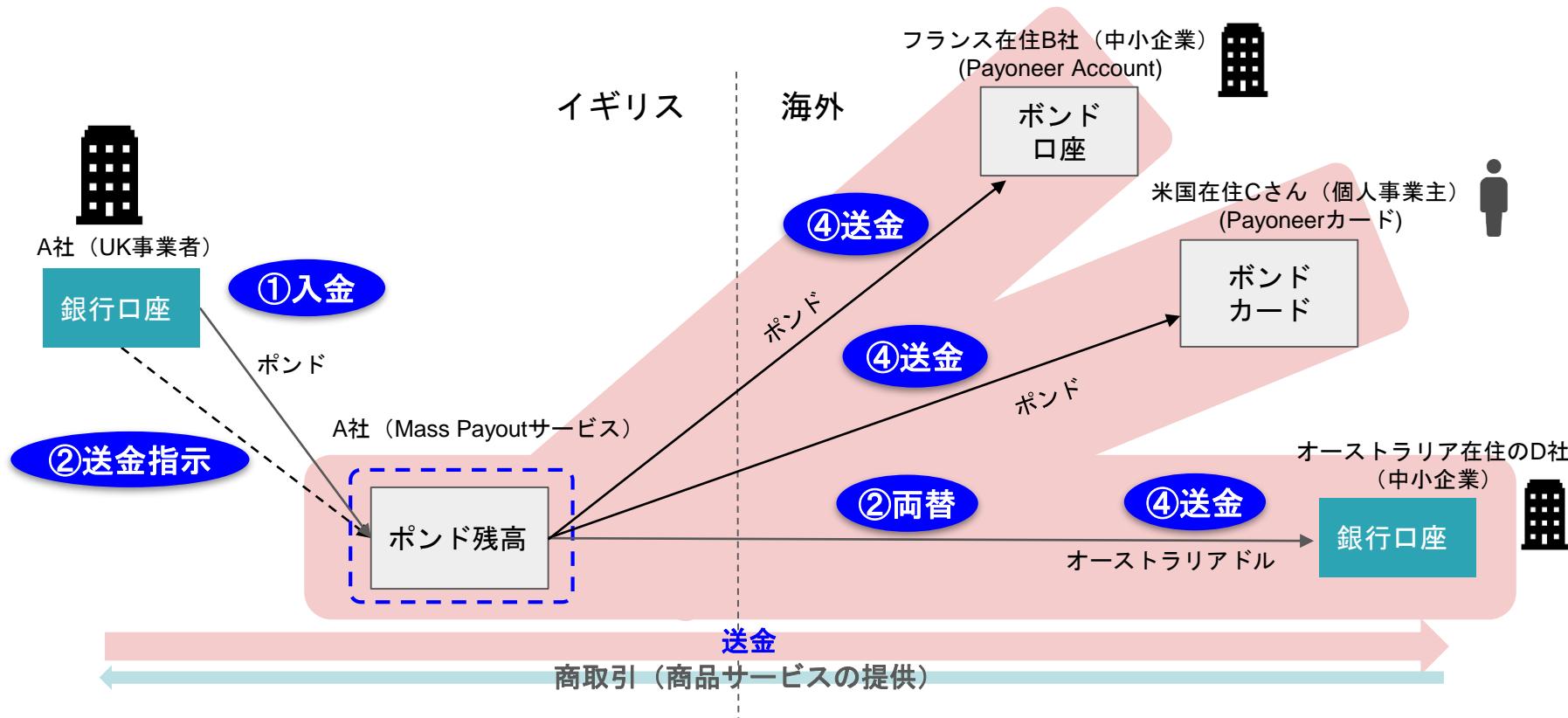


③Edge Platform内での送金（同通貨内／別通貨いずれも可）

- ①の入金と②の送金指示が確認できたら残高間で資金移動が実行される。

⑤90日間の期限内であれば残高から相手先へ送金が可能（※顧客の送金意向が確認できれば期間延長可能。）

Payoneer- Mass Payoutサービス



①A社がPayoneer Mass Payoutサービスのアカウントに事前に資金を入金。
 ②A社が送金指示を実行（複数の受取人に対して一括送信）
 （例）B社へ3,000GBP, Cさんへ1,500GBP, D社へ5,000GBP

③銀行口座への送金の場合、受取人の通貨に両替されること
 がある
 ④受取人のPayoneer Account, Payoneerカード及び銀行口座
 への送金実行

第1類型に関する要望

3 監督官庁による検査・監督については、過度な事業者負担がないように お願いしたい。

Fintech事業者の要望事項

1. 「第1類型」の事業者については、金融制度スタディーグループの報告書において、「より重点的な検査・監督が必要となると考えられる」とされている。
2. 高額送金を扱うため、従前の資金移動業者よりも重点的な検査・監督が必要になるということは十分に理解できる。
3. 登録審査や検査・監督権限を金融庁が持つのか、財務局が持つのか、第1類型と第2類型との兼営を行う事業者についてはどのような検査・監督権限が予定されているのかによっては、検査・監督が頻繁に行われたり、検査・監督のために新たに資料作成などの追加的な対応業務が過度に発生すると、検査・監督対応のために通常業務に支障をきたしたり、オペレーションリスクを高めてしまうことにもつながりかねない。
4. 検査・監督に当たっては、追加的な作業等が発生しないよう通常業務で使用している資料等をそのまま活用したり、ITを活用した効率的な検査・監督など、事業者負担を可能な限り少ない形での検査・監督をしていただきたい。

第1類型に関する要望

4 態勢整備にかかるルールは、リスクベースを原則とし、技術の進展に応じた精緻化や効率化を実現できるよう、柔軟な制度としていただきたい。

Fintech事業者の要望事項

1. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の厳格な態勢整備の必要性を理解する。
2. 一方、事業者がリスクに応じた措置をとることが求められる中、細かい施策や手法を法令によって定めることで、社会や技術の変化に適応できなくなり、利用者・事業者及び監督当局にとって非効率となることを懸念する。
3. 第1類型を営む事業者がビジネスモデルを確立するためには、技術を駆使した精緻化や効率化が必須となる。これを阻害すると銀行よりも付加価値の高いビジネスを追及することが困難となり、第1類型への参入が難しい結果となる可能性もある。一方で、昨今のマネー・ローンダリングの巧妙化や国際犯罪組織への対応のためには、不斷に技術を駆使して、継続的な顧客管理措置の実施や取引モニタリングが不可欠となっている。
4. 事業者が自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を最適な方法でとれるよう、柔軟な制度設計を要望する。

第2類型に関する要望事項

5 これまでの実務運営上、資金滞留に伴う弊害はみられないため、受入制限を設定することには反対する。

Fintech事業者の要望事項

1. 第2類型に関して、報告書では、「利用者資金の受入れに、何らかの制限を設けることについて、今後、検討する」と記載されている。
2. しかし、もともと資金移動業が新設された際に、アカウントで資金を受け入れるサービス形態も許容されるとされており、資金滞留に伴う弊害はみあたらない。資金移動業者は未達債務を100%保全することが求められており、実務上不合理な滞留が発生することは、資金移動業者にとっても望ましくないため、残高の上限を設定するなど、各業者のビジネスモデルに即して適切な管理が行われていると認識している。仮に合理的な滞留とはいえないケースがあれば個別に当該ケースを確認の上、解消に向けた指導を行っていただくべきであり、受入制限を設定することには反対する。

(なお、業界としても問題意識を正しく認識したいため、中間整理記載の10億円以上の預かり事例が、1顧客あたりのアカウントでの預かり額なのか、1事業者の預かり金総額なのか、また、どのようなビジネスモデルを行っている事業者で、その金額に達したのが一次的な預かり金なのか、長期間の預かり金なのかが明らかではない。どのような事例を問題視しているのかについて確認をさせていただきたい。)

第1類型・第2類型に関する要望事項

6 信託をさらに活用するための施策（日銀の事務要領の例外措置）を講じていただきたい。

Fintech事業者の要望事項

《信託の活用について》

1. 資金移動業者に課せられる履行保証金の供託は、履行保証金信託契約によって代えることも可能とされているが、実態として信託契約によって資産保全がなされている事例は少ない。
2. 信託が活用されていない理由として、信託銀行等の実務に置いて機動的に出し入れできるところが少ないとこや、こうした取り戻しに対応するための事務コストがかかるため、信託報酬が高額となっていることが挙げられる。
3. 但し、事業者にとっては、供託や保全の方法による場合には、財務局の承認を受けるのに時間がかかり、機動的な取り戻しができないため、信託銀行等の判断で取り戻しが可能となる信託の方法は引き続き有用と考えられる（実務上、信託の場合最短で2営業日程度で取戻しが可能）
4. 信託報酬を引き下げるためには、①信託銀行等の中で発生する事務・オペレーションコストの引き下げと、②預かっている信託財産そのものにかかる金利の引き下げが必要。
5. ②については、信託財産として預託を受けた預金は、信託銀行の当座預金の増額となり、マイナス金利の対象となってしまっているため（-0.1%）、預託を受けること自体にコストが積み重なる状態となってしまっている。日銀の補完当座預金制度基本要領の例外として、資金移動業者から預託を受けた信託財産を、MRFと同様に、マイナス金利の計算対象から外すことはできないか。

日銀の補完当座預金制度 http://www.boj.or.jp/mopo/measures/term_cond/yoryo37.htm/

第1類型・第2類型に関する要望事項

7 資産保全の方法についてのルールの見直しをお願いしたい。

Fintech事業者の要望事項

《他の資産保全方法との併用について》

1. 信託と供託や保全との併用が可能となった場合、信託銀行等が取り戻しに応じるまでに他の供託・保全の評価額もあわせて確認する必要が生じたり、財務局に確認をする必要が生じるなどして、信託銀行等に負荷が生じたり、取戻しに要する期間が長期化したり、コストが高くなると実務上の問題が生じる。
2. したがって、信託と供託や保全の方法を併用する場合には、現在財務局が取り戻しを判断している供託や保全の方法に加えて信託を併用することができるとしても、信託銀行等の判断で取り戻しが可能となる他の方法を併用しない信託の方法も維持していただきたい。

《未達債務の計算方法について》

未達債務の計算方法について見直しをお願いしたい。

- ①移動中の金額は全額ではなく一定の計算方法（バッファ）を用いることでも計算できないか。
- ②コルレス先に対して資金を引き渡した場合には保全の対象外とできないか。
- ③ライセンスを受けた事業者（国内であれば資金移動業者、海外であれば各国のライセンスに基づいた送金業者）に対して資金を引き渡した場合には保全の対象外とできないか。

第2類型に関する要望事項

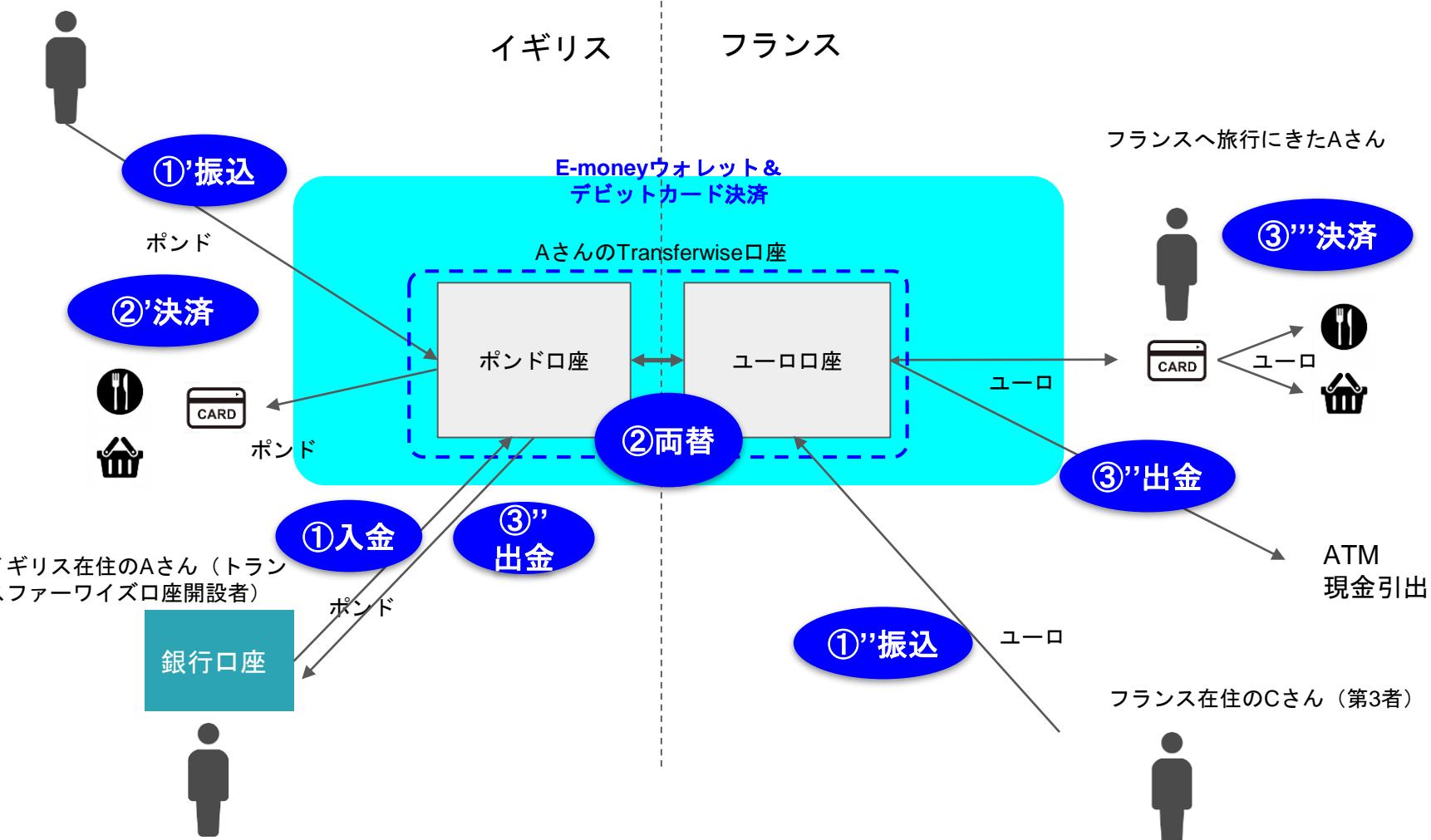
8 第2類型に関する上限額の引き上げに向けた継続的な検討をお願いしたい。

Fintech事業者の要望事項

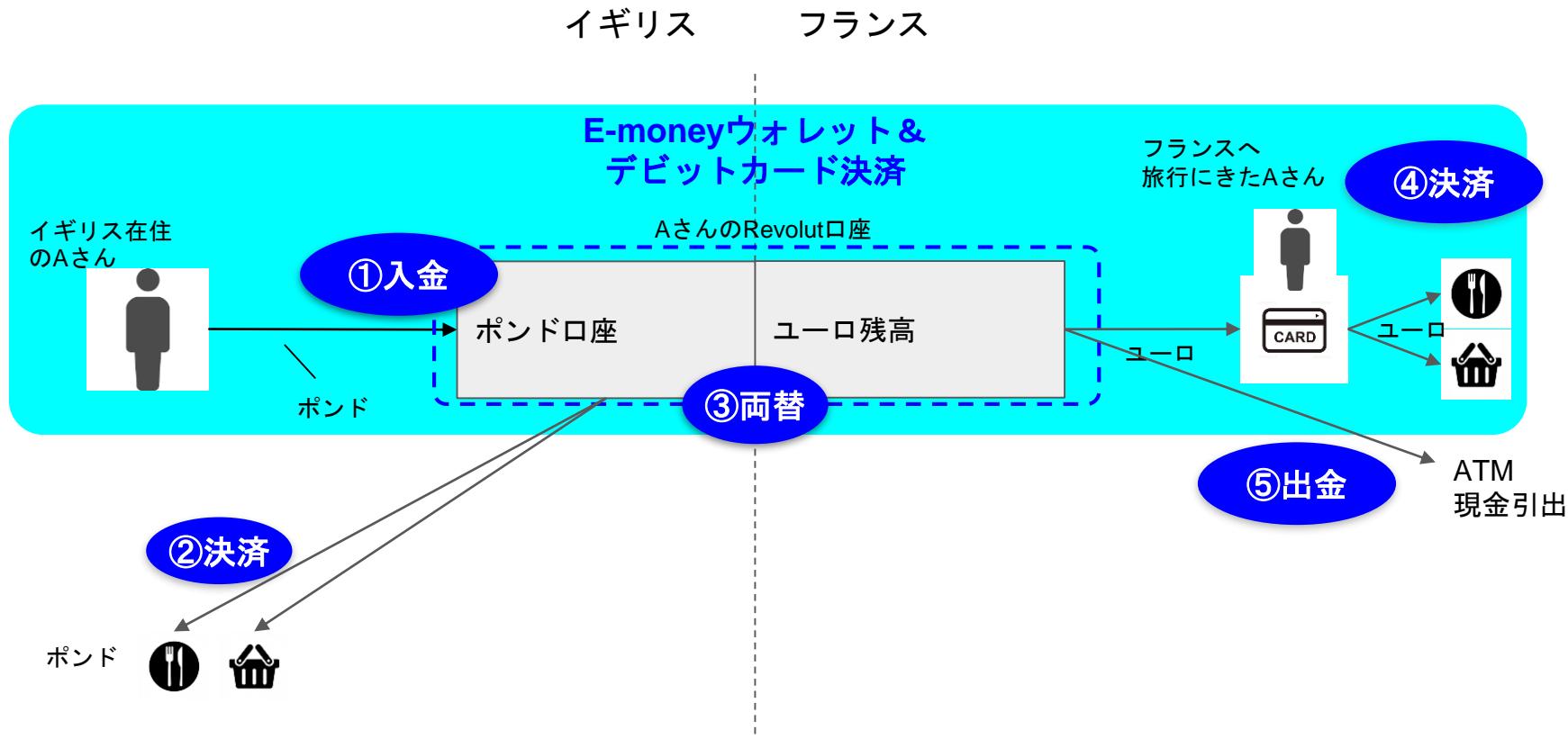
1. 諸外国では電子マネー発行・保有と送金を組み合わせたサービスが増加しており、多くは、「Payment Institution」ではなく「E-Money service Institution」のライセンスの下で営まれている。
2. 今回の法改正では、資金について滞留制限を設ける「第1類型」およびリスクに応じて規制の緩和される「第3類型」を追加するにとどまるが、金融の横断法制を整える中で、送金と結びついた日本型のウォレットサービスが健全に発展できるよう、「第2類型」についての上限額の引き上げに向けた検討を継続的にお願いしたい。

TransferWise (ボーダレス口座サービス)

イギリス在住のBさん（第3者）



Revolut



複数類型を営む事業者の要望事項

9 第1類型、第2類型、第3類型のうち複数類型のサービスを同時に行う場合でも利用者からみて一体的なサービス利用を可能とするもので、事業者負担も過度とならないような制度設計をお願いしたい。

Fintech事業者の要望事項

1. 第1類型、第2類型、第3類型のうち複数の類型のサービスを同時に行う事業者が現れることが想定されるが、利用者がそれぞれの類型のサービスを意識することなく、スムーズに利用できることが利用者の利便性のためには重要である。
2. 例えば、第1類型と第2類型の両方のサービスを同時に提供する場合、100万円超の送金でも、100万円以下の送金でも、利用者から見ると同様のユーザーインターフェースで行われることは、サービスの設計上は非常に重要な要素である。
3. また、複数の類型のサービスを同時に行う場合、それぞれに異なる報告書の提出が求められるなどがあると、事業者の規制遵守コストが2倍、3倍になってしまうおそれがある。
4. 複数類型のサービスを提供する場合であっても、報告書の提出をはじめとした規制・監督対応の手続きを原則一本化（一度の対応で複数類型の規制対応が完結）するようにしていただきたい。